

霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金条例の一部改正について

霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月17日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金条例の一部を改正する条例

霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金条例（平成28年霧島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次条第2号を除き、」を削る。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第3条第3項を削る。

第4条中「の区分に応じ、当該各号」を削り、同条第1号中「第2条第1号及び第3号（同条第1号に係る部分に限る。）に規定する収入金等」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) ゼロカーボンシティの実現に資する事業の経費に充てる場合
第4条に次の1号を加える。

(3) 再生可能エネルギーの利用促進に資する事業の経費に充てる場合

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

令和5年2月に表明した「霧島市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、市民・事業者・行政が協働した取組の推進を図るため、ゼロカーボンシティの実現に資する事業の経費等に基金を充てること等から、本条例の所要の改正をしようとするものである。